

大 阪 歯 科 学 会 会 則

(総 則)

第1条 本学会は、大阪歯科学会と称し、その事務局を大阪歯科大学内に置く。

第2条 本学会は、歯学およびこれに関連する医学の進歩、発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本学会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術講演、講習会などを行う大会を原則として年1回開催する。
- (2) 偶数月（ただし8月を除く）の原則として第2土曜日に会員の研究発表を行う例会を開催する。
- (3) 大阪歯科学会和文学術雑誌（歯科医学）を年2回発行する。
- (4) 大阪歯科学会英文学術雑誌（Journal of Osaka Dental University）を年2回発行する。
- (5) 若手研究者を育成するために学術奨励賞を設け、表彰を行う。表彰に関する規定は別に定める。
- (6) 常任理事会の議を経て、他学会・機関が主催する学術大会などの共催または後援を行うことができる。
- (7) その他、本学会の目的を達成するために必要な事業を行う。

(会 員)

第4条 本学会は、次の会員で構成する。

- (1) 正会員 第2条の本学会の目的に賛同する個人で理事会において承認された者、大阪歯科大学歯学部、医療保健学部および看護学部の教員、本学大学院歯学研究科の大学院生および専攻生、本学大学院医療保健学研究科の大学院生、本学附属病院の病院医員、研修医（非常勤）、臨床研修歯科医、歯科技工士、歯科衛生士、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床心理士および看護師。
- (2) 学生会員 本学会の目的に賛同する学生で、理事会において承認された者。ただし、学生会員に関わる細則は、別に定める。
- (3) 賛助会員 第2条の本学会の目的に賛同し、これを支援する団体で理事会において承認された者
- (4) 名誉会員 本学会に特に功労があった大阪歯科学会理事・評議員で、常任理事会で推薦され、理事会において承認された者

第5条 本学会に入会を希望する者は、所定の申込書に必要事項を記入し、会費を添えて本学会事務局に申し込まなければならない。

第6条 会員の姓名、現住所、勤務先、所属機関名などに異動が生じた場合、または正会員、学生会員および賛助会員が退会を希望する場合は、すみやかに本学会事務局に届け出るものとする。ただし、大学院生および専攻生は、その在学中には退会できない。なお、退会が認められても既納の会費は返却しない。

第7条 正会員、学生会員および賛助会員は、次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出し、受理された場合
- (2) 学業を終え、卒業した場合

(3) 2 年以上会費未納の場合

(4) 第 2 条の本学会の目的に反する行為があった場合

(役 員)

第 8 条 会の運営を円滑にするため、本学会に次の役員を置く。

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) 会 長 1 名 | (5) 監 事 2 名 |
| (2) 副 会 長 1 名 | (6) 幹 事 若干名 |
| (3) 常任理事 若干名 | (7) 評 議 員 若干名 |
| (4) 理 事 若干名 | |

第 9 条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本学会を代表し、会務を統理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 常任理事は、庶務、事業、編集および会計の各会務を掌理する。

イ. 庶務担当常任理事は、会員との連絡、総会、常任理事会、理事会および評議員会に関する諸会務、ならびに役員会の記録の作成などの会務を処理する部会を招集し、その会務を掌理する。

ロ. 事業担当常任理事は、会則第 3 条第 1 項、第 2 項および第 6 項の事業の立案および運営に関する会務を処理する部会を招集し、その会務を掌理する。

ハ. 編集担当常任理事は、大阪歯科学会学術雑誌（和文および英文）に投稿された原稿の査読、雑誌の編 集および刊行に関する会務を処理する部会を招集し、その会務を掌理する。

ニ. 会計担当常任理事は、収入・支出金の管理、収支予算案および決算書の作成、財産目録の作成などの会務を処理する部会を招集し、その会務を掌理する。

- (4) 理事は、本学会の会務に関する重要事項の審議にあたる。
- (5) 監事は、各事業および会計を監査する。
- (6) 幹事は、常任理事の掌理会務を補佐する。
- (7) 評議員は、会長の諮問事項について審議し、採決する。

第 10 条 会長、副会長および監事は、大阪歯科大学主任教授のなかから互選により選出し、総会において承認する。

2. 常任理事、理事、幹事および評議員は会長が、また第 16 条に定める編集委員会委員は編集担当常任理事がそれぞれ委嘱する。

第 11 条 役員の任期は 2 か年とする。ただし、重任を妨げない。

(会 議)

第 12 条 本学会は、第 2 条の目的を達成するため、次の会議を開催する。

- (1) 総 会
- (2) 役員会
- (3) 部 会
- (4) 編集委員会

(総 会)

第 13 条 総会は、会長の招集により、年 1 回 2 月に開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

2. 総会は、出席した正会員数で成立し、議決には出席正会員の過半数の賛同を必要とする。
3. 総会の議長は、総会に出席した正会員の互選により選出する。
4. 総会では、会務の報告、役員の改選および議事などを行う。

(役員会)

第 14 条 役員会は、常任理事会、理事会および評議員会とし、それぞれ下記に定める各役員をもって構成する。

常任理事会	会長、副会長、常任理事、監事
理事会	学長、会長、副会長、常任理事、理事、監事、 歯学部主任教授会の構成員である名誉会員
評議員会	会長、副会長、常任理事、監事、評議員、幹事

2. 常任理事会、理事会および評議員会は、随時開催する。
3. 役員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

(部 会)

第 15 条 常任理事は、その掌理会務を円滑に行うために、担当の部会または編集委員会を招集し、その議長となる。

2. 各部会または編集委員会における議決事項は、会長に報告し、常任理事会および理事会の承認を得なければならない。

(編集委員会)

第 16 条 編集委員会は、会則 10 条第 2 項の規定により選出された編集担当常任理事および編集委員会委員で構成し、常設委員会とする。

2. 編集委員会は、投稿原稿の査読、雑誌の編集および刊行、投稿規定の作成およびその他編集に関する企画、調整等に当たるものとする。
3. 編集委員会に関する規定は、別に定める。

(経 費)

第 17 条 本学会の経費は、会費、大阪歯科大学からの補助金、寄付金、およびその他の収入によってまかなう。

(会 費)

第 18 条 本学会の会費は、年額 10,000 円とし、年度始めに納入するものとする。ただし、大阪歯科大学大学院医療保健学研究科学生の会費は年額 7,000 円とする。その他学生会員および賛助会員の会費は、常任理事会にはかつて別に定める。なお、在籍出向者の出向期間中の会費は免除する。ただし、出向期間中に論文を本学会学術雑誌に投稿する場合、または例会での研究発表を行う場合にはその年度の会費を納入するものとする。また、名誉会員の会費は免除する。

(会 計)

第 19 条 本学会の収支予算および収支決算は、理事会および評議員会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

第 20 条 本学会の会計年度は、毎年 1 月に始まり、12 月に終わる。

（会則の変更）

第 21 条 会則の変更は、理事会の議決を経て、評議員会および総会の承認を得なければならない。

（附 則）

本会則は 1968 年 2 月変更した。

本会則は 1969 年 2 月変更した。

本会則は 1970 年 2 月変更した。

本会則は 1971 年 2 月変更した。

本会則は 1975 年 2 月変更した。

本会則は 1976 年 2 月変更した。

本会則は 1978 年 2 月変更した。

本会則は 1988 年 2 月変更した。

本会則は 1990 年 1 月変更した。

本会則は 1994 年 2 月変更した。

本会則は 1996 年 2 月変更した。

本会則は 1998 年 2 月変更した。

本会則は 1999 年 2 月変更した。

本会則は 2001 年 2 月変更した。

本会則は 2002 年 2 月変更した。

本会則は 2003 年 2 月変更した。

本会則は 2004 年 2 月変更した。

本会則は 2006 年 2 月変更した。

本会則は 2008 年 2 月変更した。

本会則は 2009 年 2 月変更した。

本会則は 2011 年 2 月変更した。

本会則は 2017 年 2 月変更した。

本会則は 2019 年 4 月変更した。

本会則は 2021 年 2 月変更した。

本会則は 2025 年 2 月変更した。

本会則は 2026 年 2 月変更した。